

211 委員会等設置規則

(目 的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における委員会等の設置について定めるものである。

(委員会の位置付け及び業務)

第2条第1項 ；総会の議決した事項の執行

総会の議決した事項を理事会から委任を受けて執行する。各委員会活動の連絡調整は理事会が行う。

第2条第2項 ；総会の議決を要しない会務の執行

理事会の決定に基づき、総会の議決を要しない会務を執行する。

(組 織)

第3条第1項 ；委員会

会務の執行のために以下の委員会を設置する。

1. 運営委員会
2. 普及・啓発委員会
3. 研究展開委員会
4. 国際委員会
5. 事業活性化委員会

第3条第2項 ；下部組織

各委員会は、第2条1項及び2項（位置付け及び業務）による委員会の執行に関し、必要に応じ下部組織をおくことができる。

第3条第3項 ；委員構成及び選任

各委員会は、委員長、副委員長、委員及びアドバイザー（以下、「委員等」という。）から構成する。委員会の執行に際し、委員長代理を置くことができる。

委員等の選任は、①理事会での推薦と②全会員からの募集によるものとし、その選任方法は、理事会で討議によるものとする。理事は、委員長あるいは副委員長等の職に就き会務の執行に責任を果たすものとする。

委員等は、理事長から委嘱を受けて委員会業務を執行する。

アドバイザーは、委員会業務を執行するにあたり必要な会員外の学識者および有識者で、理事会の承認を受けるものとする。

第4条 タスクフォースの設置

緊急性、即時性が求められる場合には、下記のタスクフォースを発足させ対応することができる。活動期間は、その性格上原則1年以内とする。

① NPO・LSA 全体としての対応が必要な場合

理事会の承認を得て、理事会の下にタスクフォースを発足させることができる。タスクフォースの構成及び選任は、当規則第3条3項に準じるものとする。

活動経過に応じ中間報告と、終了時には最終報告を理事会に報告する
なお、活動の支出は委員会活動に準じる。

② 委員会内の課題対応

委員会が所管するテーマに関しては、当規則第3条第2項を適用し、委員長は理事長の承認を得て委員会内にタスクフォースを発足させることができる。

委員長はタスクフォースの発足を理事会に報告する。活動終了時には、理事会に活動報告を行う。

なお、活動の支出は下部組織活動に準じる。

(任期)

第5条 委員会委員等の任期は原則2年とし、総会後の理事会で選任されたのち、翌々年度の総会までとする。再任は妨げない。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、運営委員会が起案し理事会の議決による。

付 則 この規則は、平成21年11月26日より施行する。

改定履歴

平成25年5月25日	改定
平成25年9月18日	改定
平成29年9月13日	改定
令和元年12月19日	改定
2021年9月16日	改定
2025年5月20日	改定